

平成18年(行ウ)第105号 不当利得返還請求事件

原 告 小 林 洋 一 外1名

被 告 和 泉 市 長

答 弁 書

平成18年8月8日

大阪地方裁判所第7民事部合議2B係 御中

〒541-0053 大阪市中央区本町3丁目5番7号

御堂筋本町ビル2階(送達場所)

電 話 06-4705-2882

FAX 06-4705-2687

被告訴訟代理人弁護士 比嘉廉

同 比嘉邦

同 渋谷元

同 渋谷麻衣子

同 川上

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

1 請求の原因第1については認める。

2 同第2中

(1) 1の稻田順三が給与を受領したことは認め、その余は否認し、又は争う。

(2) 2の(1)については認める。

(3) 2の(2)中、条例の各規定については認め、その余は否認し、又は争う。

(4) 同3及び4は争う。

なお、4月の延べ日数は21日であり、仮に不当利得であるとするとその利得額は、986, 222円×13日／21日=610, 518円となる。

(5) 第3は認める。

(6) 第4は争う。

第3 被告の主張

1 市長の給与の法的性格について

(1) 一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、地方自治法第204条及び第204条2並びに地方公務員法（以下「地公法」という。）第24条から第26条の3に定められており、これらの規定を受けて、和泉市の場合、「和泉市職員の給与に関する条例」等が定められている。

ところで、特別職に属する地方公務員については、地公法第4条第2項によって、同法が適用されないこととなっている。

市長は、同法第3条第4号により、特別職とされている。

したがって、市長には地公法の適用がなく、給与、勤務時間その他の勤務条件については、和泉市の場合、地方自治法第204条及び第204条の2に基づき「和泉市特別職の職員の給与に関する条例」が定められているのみである。

(2) 一般職の職員の勤務時間等については、地公法に基づき「和泉市職員の勤務時間等に関する条例」等の定めがあるが、前述のとおり、市長については、

その定めがない。

また、一般職の職員の勤務条件については、公平委員会等の勧告等に基づく（地公法第8条第2項第1号）が、市長については、給与等についても、公平委員会の勧告に基づかない。

和泉市の場合、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された、和泉市特別職報酬等審議会において議員報酬と併せて給与の額のみについて審議される。

これは、市長の給与の法的性格が一般職の職員の給与よりも、議員報酬に近いことからこのような取扱いがなされているのである。

(3) たしかに、「和泉市特別職の職員の給与に関する条例」第8条第1項には、「特別職の職員の給与の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による」との定めがある。

しかしながら、これは、あくまで給与の支給日や振込み方法等について職員の例によるとしたるものである。

原告らの主張のとおり、給与を減額するのであれば、特別職の給与条例に明文の規定を必要とする。

(4) 仮に、原告ら主張のとおり、一般職の給与条例第8条が適用されるとしても、本文については適用できるとしても、ただし書き（「ただし、懲戒処分又は欠格条項により解職された者には、前条第3項により解職の日までの給料を支給する。」）をそのまま適用することはできない。

原告らも主張するとおり、「例による」という文言は、当該制度に他の同種の法律上の制度や法令の規程を包括的に当てはめるときに用いられる。

したがって、他の制度に関する法令を当該制度にそのまま機械的に適用できない場合があるが、その場合には、当該制度の趣旨、目的に沿って、他の制度に関する法令を合理的に解して適用すべきである。

ところで、「懲戒処分又は欠格条項により解職された者」とは、自己の意

見に反して職を失った者を意味すると解すべきである。

そう解すると、本件には、このただし書きを適用し得ない。

即ち、市長が自己の意思に反して職を失うのは、地方自治法第83条による解職、同第143条による失職、及び、同第178条による不信任議決による失職の場合のみである。

仮に、前記ただし書きに当てはめるとすれば、この三制度に基づく場合のみである。

ところが、本件の退職は、同法第145条に基づく本人の意思による退職である。

一般職の場合にあてはめれば、自己都合による退職であり、この場合は、同条の「本文」が適用されることとなる。

(5) そもそも、特別職の給料の性格は、一般職の職員の給与が、生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の給与は、生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給与を含めた対価である。(第一法規出版「地方公務員関係法令実務事典」3734頁)

したがって、市長の給与については、一般職の職員の給与の支給方法をそのまま適用することはできないものである。

2 失職までの期間の不当性等について

原告らの主張する「社会通念上許されない」とする趣旨が明らかではないが、仮に「違法である」との趣旨であるとしても、本件は、地方自治法第145条の規定による辞表が前市長から提出されたため、同条に基づき、同辞表提出後、20日を経過した5月26日が退職日となったもので、その取扱いは適法である。

なお、仮に、臨時議会が開催され、退職日を早めていたとしても、前述のとおり、職員の給与条例の例によって、給与は5月分まで支給されていた。

3 以上述べたとおり、原告らの主張はいずれも失当であり、本件給与の支給は適法であるので、本件請求は棄却されるべきである。

以 上